

社会福祉法人牧羊会 定款施行細則

第1条 理事会の議決を必要とするものは、次の各号とする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他の主要な契約
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) その他この法人の業務に関する重要事項

なお、日常の軽易な業務は理事長が専決し、理事会に報告するものとする

第2条 定款第5条第1項に定めた理事長が専決する日常の軽易な業務とは、次の各号をいう。

- (1) 「施設長の任免その他の重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債券の免除・効力の変更のうち、当該処分がこの法人の有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする
- (4) 設備資金の借入に関わる契約であって、予算の範囲以内のもの
なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする

(5) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

エ 随意契約による場合は、経理規定第29条及び別表2で定めた金額を限度とする

なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする

(6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする

(7) 損傷、老朽化等の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐え

られないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

なお、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする

(8) 予算上の予備費の支出

(9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

(10) 寄附金の受け入れに関する決定

ただし、寄附金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれるものとする

付 則 この細則は、平成15年1月1日から実施する。

随意契約可能予定価格金額

契約の種類	金額 (円)
1. 工事又は製造請負	2,500,000
2. 食料品・物品等の購入	1,600,000
3. 前各号に掲げるもの以外	1,000,000